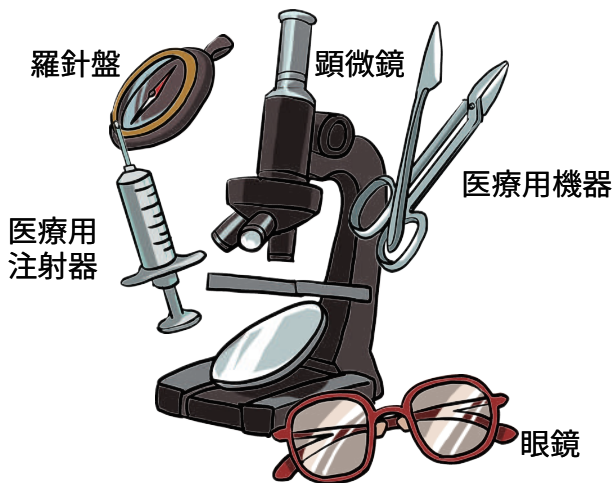


90 類

光学機器、写真用機器、映画用機器、
測定機器、検査機器、精密機器及び医療用
機器並びにこれらの部分品及び附属品

光ファイバー、整形外科用機器、整形外科用
の履物、松葉づえ、眼鏡、ガラス製の浮きば
かり、映写用のスクリーン、温度計、フィル
ム式光学カメラ、武器用望遠照準器、コンタ
クトレンズ、視力矯正用眼鏡、羅針盤、医療
用注射器



90 類

光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、
検査機器、精密機器及び医療用機器並びに
これらの部分品及び附属品

重要な部・類の注

《第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、
検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属
品の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫した
ゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第 40.16 項参照）、革製
品（第 42.05 項参照）、コンポジションレザー製品（第 42.05 項参照）
及び紡織用繊維製品（第 59.11 項参照）

(b) 紡織用繊維製の支持用ベルトその他の支持用の製品（その弾性
のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限
る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用包帯、腹部支持用包帯及び
関節用又は筋肉用のサポート）（第 11 部参照）

(c) 第 69.03 項の耐火製品及び第 69.09 項の理化学用その他の技術
的用途に供する陶磁製品

(d) 卑金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの（第 83.06 項
及び第 71 類参照）及び第 70.09 項のガラス鏡で光学的に研磨して
ないもの

(e) 第 70.07 項、第 70.08 項、第 70.11 項、第 70.14 項、第 70.15
項又は第 70.17 項の物品

(f) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）
及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）

光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、
検査機器、精密機器及び医療用機器並びに
これらの部分品及び附属品

重要な部・類の注

(g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品

で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、芯出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照）、第 84.81 項の弁その他の物品並びに第 84.86 項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）

(h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第 85.12 項参照）、第 85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第 85.19 項参照）、サウンドヘッド（第 85.22 項参照）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第 85.25 項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）、光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（第 85.36 項参照）、第 85.37 項の数値制御用の機器、第 85.39 項のシールドビームランプ並びに第 85.44 項の光ファイバーケーブル

(ij) 第 94.05 項のサーチライト及びスポットライト

(k) 第 95 類の物品

(l) 第 96.20 項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

(m) 容積測定具（構成する材料により該当する項に属する。）

(n) スプール、リールその他これらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。例えば、第 39.23 項及び第 15 部）

90 類

光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

出題例

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ① 映写用のスクリーン、デジタルカメラ、タイムレコーダーは、第 90 類に分類される。
- ② 眼鏡レンズ、プラスチック製の眼鏡用フレーム、コンタクトレンズ、武器用望遠照準器は、第 90 類に分類される。
- ③ 整形外科用機器、整形外科用の履物、松葉づえは、第 90 類に分類される。

【問題】

積層造形用の機械は、光学機器として第 90 類に分類される。

90 類

光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

解答

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ①映写用のスクリーン、デジタルカメラ、タイムレコーダーは、第 90 類に分類される。
- ②眼鏡レンズ、プラスチック製の眼鏡用フレーム、コンタクトレンズ、武器用望遠照準器は、第 90 類に分類される。
- ③整形外科用機器、整形外科用の履物、松葉づえは、第 90 類に分類される。

【解答】 ①

映写用のスクリーン、デジタルカメラは第 90 類に分類されるが、タイムレコーダーは第 91 類（時計及びその部分品）に分類される。

【問題】

積層造形印刷機は、光学機器として第 90 類に分類される。

【解答】 誤り。

3-D プリンター（積層造形用の機械）は、第 84.85 項に分類される（第 84 類注 10）。

時計及びその部分品

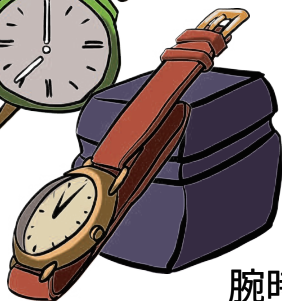
時計用ばね、革製の携帯時計用
バンド、時計のケース、タイム
レコーダー

置時計



目覚まし時計

ストップウォッチ



腕時計

重要な部・類の注

《第 91 類 時計及びその部分品の注の規定》

【注】

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 時計用のガラス及びおもり（構成する材料により該当する項に属する。）
 - (b) 携帯用時計の鎖（第 71.13 項及び第 71.17 項参照）
 - (d) 軸受用玉（第 73.26 項及び第 84.82 項参照）
 - (f) 玉軸受（第 84.82 項参照）

出題例

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ① 革製の携帯時計用バンドは第 91 類ではなく、第 43 類に分類される。
- ② 時計用ガラスは第 91 類ではなく、第 70 類に分類される。
- ③ 携帯時計の鎖は第 91 類ではなく、第 71 類に分類される。

時計及びその部分品

解答

【問題】 次のうち誤っている記述はどれか。

- ① 革製の携帯時計用バンドは第 91 類ではなく、第 43 類に分類される。
- ② 時計用ガラスは第 91 類ではなく、第 70 類に分類される。
- ③ 携帯時計の鎖は第 91 類ではなく、第 71 類に分類される。

【解答】 ①

革製の携帯時計用バンドは第 43 類（毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品）ではなく、時計の部分品として第 91 類に分類される。

楽器並びにその部分品及び 附属品

ドラムその他これに類する楽器
の革、ホイッスル



楽器並びにその部分品及び 附属品

重要な部・類の注

《第 92 類 楽器並びにその部分品及び附属品の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(c) がん具（第 95.03 項参照）

(d) 楽器の清掃用ブラシ（第 96.03 項参照）及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第 96.20 項参照）

(e) 収集品及びこつとう（第 97.05 項及び第 97.06 項参照）

出題例

【問題】 次のうち第 92 類に分類されないものはどれか。

- ① ドラムに取り付けて使用する三脚
- ② 楽器の清掃用ブラシ
- ③ ホイッスル

楽器並びにその部分品及び
附属品

解答

【問題】 次のうち第 92 類に分類されないものはどれか。

- ① ドラムに取り付けて使用する三脚
- ② 楽器の清掃用ブラシ
- ③ ホイッスル

【解答】 ②

楽器の清掃用ブラシは第 96 類（雑品）に分類される。